

議案説明資料

【 目 次 】

- **議案第 2 号**
八幡浜地区施設事務組合規約の変更について p. 1
- **議案第 5 号**
八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について p. 2
- **議案第 9 号**
八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 4
- **議案第 10 号**
八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 6
- **議案第 11 号**
八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 7
- **議案第 12 号**
八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 9
- **議案第 20 号**
川之石地区交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について p. 11

令和 3 年 3 月
(令和 3 年 2 月 24 日提出)

議案第 2 号関係

件 名	八幡浜地区施設事務組合理約の変更について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条、第 286 条第 2 項
施 行 日	令和 3 年 4 月 1 日

【 八幡浜地区施設事務組合理約 新旧対照表（抄） 】

（下線部分及び**太枠**部分が改正箇所）

改正後	改正前																								
<p>（経費の支弁方法）</p> <p>第 1 3 条 組合の経費は、関係団体の負担金並びに補助金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。</p> <p>2 前項の負担金の関係団体間の負担割合は、別表のとおりとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第 1 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">関係団体の負担割合</p> <p>1 議会費及び総務費の負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>5 0 %</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>5 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。ただし、西予市については、旧三瓶町の区域の人口とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する<u>法律に関する</u>事務に要する経費の負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>関係団体</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八幡浜市</td> <td>旧市町割のうち、旧八幡浜市及び旧保内町の各区域に係る算出額割の合計</td> </tr> <tr> <td>伊方町</td> <td>旧市町割のうち、旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の各区域に係る算出額割の合計</td> </tr> <tr> <td>西予市</td> <td>旧市町割のうち、旧三瓶町の区域に係る算出額割</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>この表において「旧市町割」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 1 1 条の規定の適用があるものとした場合において、関係団体を構成する旧市町の区域における当該年度の消防費に係る基準財政需要額として算出した額割をいう。</u></p>	割 合		均等割	5 0 %	人口割	5 0 %	関係団体	割 合	八幡浜市	旧市町割のうち、旧八幡浜市及び旧保内町の各区域に係る算出額割の合計	伊方町	旧市町割のうち、旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の各区域に係る算出額割の合計	西予市	旧市町割のうち、旧三瓶町の区域に係る算出額割	<p>（経費の支弁方法）</p> <p>第 1 3 条 組合の経費は、関係団体の負担金並びに補助金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。</p> <p>2 前項の負担金の関係団体間の負担割合は、別表のとおりとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第 1 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">関係団体の負担割合</p> <p>1 議会費及び総務費の負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>5 0 %</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>5 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する _____ 事務に要する経費の負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 1 1 条の規定により算出される関係団体の当該年度の消防費にかかる基準財政需要額割とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。ただし、西予市については、旧三瓶町の区域の人口とする。</u></p> <p>2 <u>関係団体の消防費にかかる基準財政需要額割の額は、西予市については、旧三瓶町の区域にかかる額とする。</u></p>	割 合		均等割	5 0 %	人口割	5 0 %	割 合		地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 1 1 条の規定により算出される関係団体の当該年度の消防費にかかる基準財政需要額割とする。	
割 合																									
均等割	5 0 %																								
人口割	5 0 %																								
関係団体	割 合																								
八幡浜市	旧市町割のうち、旧八幡浜市及び旧保内町の各区域に係る算出額割の合計																								
伊方町	旧市町割のうち、旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の各区域に係る算出額割の合計																								
西予市	旧市町割のうち、旧三瓶町の区域に係る算出額割																								
割 合																									
均等割	5 0 %																								
人口割	5 0 %																								
割 合																									
地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 1 1 条の規定により算出される関係団体の当該年度の消防費にかかる基準財政需要額割とする。																									

議案第 5 号関係

件名	八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 172 条の 2
施行日	公布の日

【1. 趣旨】

市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、公職選挙法の選挙公報に関する規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができるため、この条例を定め、八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙公報の発行を行えるようにするもの（公職選挙法第 172 条の 2）。

【2. 条文の概要】

・第 1 条（趣旨）

八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要事項を定めること。

・第 2 条（選挙公報の発行）

八幡浜市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1 回発行すること。

・第 3 条（掲載文の申請）

- (1) 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を添付して、選挙期日の告示日に文書で申請しなければならないこと。
- (2) 候補者は、公職の候補者としての責任を自覚したうえで、掲載文に選挙公報の品位を損なう記載をしてはならないこと。

・第 4 条（選挙公報の発行手続）

- (1) 委員会は、申請に係る掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこと。
- (2) 1 つの用紙に 2 人以上の候補者に係る掲載を行うときは、委員会がその順序をくじで定めること。
- (3) (2)のくじを行うに当たっては、候補者又はその代理人が立ち合いを行うことができること。

・第 5 条（選挙公報の配布）

- (1) 委員会は、選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対し、選挙期日の前日までに選挙公報を配布すること。
- (2) (1)による配布が困難であると認める特別な事情があるときは、(1)の日までに新聞折込み等の方法により配布することをもって、(1)の配布に代えることができること。
- (3) (2)に当たっては、委員会は、市役所、出張所その他適当な場所に備え置くことにより、選挙人が選挙公報を容易に入手できるように努めること。

- ・第6条（選挙公報の発行を中止する場合）
選挙が無投票となったとき、天災等の不可避な事故等の特別な事情があるときは、選挙公報の発行手続を中止すること。
- ・第7条（申請等の時間）
選挙公報の掲載に係る申請等を行える時間を午前8時30分から午後5時までの間とすること。
- ・第8条（委任）
条例の施行に関し必要な事項を選挙管理委員会が定めること。
- ・附則（施行期日）
公布の日から施行すること。

【3. 直近の選挙公報の発行部数（実績・参考）】

下記の選挙において、愛媛県選挙管理委員会を通じて、八幡浜市分 17,000 部が発行された。

衆議院議員総選挙（平成 29 年 10 月 22 日執行）

参議院議員通常選挙（令和元年 7 月 21 日執行）

愛媛県議会議員選挙（平成 31 年 4 月 7 日執行）

愛媛県知事選挙（平成 30 年 11 月 18 日執行）

【参考条文】公職選挙法（抄）

（任意制選挙公報の発行）

第一百七十二条の二 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第六十七条から第七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

件 名	八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 38 号)
施 行 日	令和 3 年 4 月 1 日 (一部は、令和 3 年 1 0 月 1 日)

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正された。(令和 3 年 1 月 2 5 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行)

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【居宅介護支援の主な業務内容】

居宅介護支援とは、在宅の要介護 1～要介護 5 の方についてのケアマネジメントのこと。

要介護者が各種介護サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等と連絡調整を行い、介護保険施設等へ入所が必要な場合は紹介等を行う。

(市内居宅介護支援事業所：14 か所 ※R3.2.1 現在、休所中を除く。)

【主な改正内容】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、居宅介護支援事業者（ケアマネ事業所）に感染症への取組みを義務付けるなど対策を強化
- 質の高いケアマネジメントの推進

< 共通の改正 > ①～⑤は全サービス事業者共通

項 目	内 容	施行日 (経過措置)	改正条文
①感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。 委員会を開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施	R3.4.1 (R6.3.31 まで 附則 4 項)	24 条の 2
②業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、以下の取組を義務付ける。 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施	R3.4.1 (R6.3.31 まで 附則 3 項)	22 条の 2

③会議や他職種連携におけるICTの活用	<p>運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や他職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(医療介護の関係者のみで実施するもの) テレビ電話等を活用しての実施を認める</p> <p>(利用者等が参加して実施するもの) 利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める</p> </div>	R3.4.1	16条 24条の2 30条の2
④ハラスメント対策の強化	事業者の責務を踏まえた適切な対策を求める。	R3.4.1	22条
⑤高齢者虐待防止の推進	<p>利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、以下の取組を義務付ける。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施 これらの措置を適切に実施するための担当者を定める</p> </div>	R3.4.1 (R6.3.31まで 附則2項)	4条 21条 30条の2

<個別の改正（居宅介護支援）>

⑥質の高いケアマネジメントの推進	<p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合と、それぞれの同一事業所によって提供された割合</p> </div>	R3.4.1	7条
⑦生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証	区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証のしくみを導入する。	R3.10.1	16条

件名	八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 37 号)
施行日	令和 3 年 4 月 1 日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正された。(令和 3 年 1 月 25 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行)

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【介護予防支援の主な業務内容】

介護予防支援とは、在宅の要支援 1・2 の方についての介護予防ケアマネジメントのこと。要支援者が各種介護予防サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等と連絡調整を行う。

(市内介護予防支援事業所：1 か所 (八幡浜市地域包括支援センター))

【主な改正内容】

➤新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に感染症への取組みを義務付けるなど対策を強化

< 共通の改正 > ①～⑤は全サービス事業者共通

- ①感染症対策の強化 (22 条の 2)
- ②業務継続に向けた取組の強化 (20 条の 2)
- ③会議や他職種連携における ICT の活用 (22 条の 2、28 条の 2、32 条)
- ④ハラスメント対策の強化 (20 条)
- ⑤高齢者虐待防止の推進 (2 条、19 条、28 条の 2)

議案第 11 号関係

件名	八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
施行日	令和 3 年 4 月 1 日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正された。(令和 3 年 1 月 25 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行)

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【地域密着型サービスの概要】

要介護 1～要介護 5 の方に対し、市町村が指定する小規模な事業所が行う介護サービス。

原則として、その市町村の住民のみを保険給付の対象とする。

市町村主体で介護保険事業計画に沿った地域単位のサービス基盤整備が可能。

【主な改正内容】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、全ての介護サービス事業者に感染症への取組みを義務付けるなど対策を強化
- 介護人材不足を背景に、人員基準や運営基準を緩和

< 共通の改正 > ①～⑤は全サービス事業者共通

- ①感染症対策の強化 (33 条、59 条の 16、171 条)
- ②業務継続に向けた取組の強化 (32 条の 2)
- ③会議や他職種連携における ICT の活用 (39 条、40 条の 2、59 条の 16、59 条の 17、59 条の 36、87 条、117 条、138 条、157 条、158 条、171 条、175 条、182 条)
- ④ハラスメント対策の強化 (32 条、56 条、59 条の 13、123 条、146 条、169 条、187 条)
- ⑤高齢者虐待防止の推進 (3 条、31 条、40 条の 2、55 条、59 条の 12、59 条の 34、73 条、100 条、122 条、145 条、168 条、186 条)

< 個別の改正 (地域密着型サービス) >

項目	内容	施行日 (経過措置)	改正条文
⑥認知症介護基礎研修の受講の義務付け	介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、以下の取組を義務付ける。 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。	R3.4.1 (R6.3.31 まで 附則 5 項)	59 条の 13 123 条 146 条 169 条 187 条

⑦人員基準に関する見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター配置基準等の緩和 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ・管理者の配置基準の緩和 (認知症対応型通所介護) ・人員配置基準の見直し (小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設) ・夜勤職員体制の見直し (認知症対応型共同生活介護) 	R3.4.1	47条 56条 66条 82条 110条 151条
⑧認知症グループホームのサテライト型事業所の基準創設	本体事業所との兼務等により、代表者、管理者、計画作成担当者の配置基準を緩和	R3.4.1	110条 111条

【参考】

地域密着型サービス事業

名称	内容	市内事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応を行う。	なし
夜間対応型訪問介護	定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行う。	なし
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、入浴・排泄・食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行う。	デイサービス9か所
認知症対応型通所介護	認知症の人へ、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行う。	優瑠里デイサービス釜倉 優瑠里デイサービス
小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供する。	小規模多機能型居宅介護めぐみ 小規模多機能型居宅介護橙園
認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住居で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	グループホーム9か所
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護専用型特定施設で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	原則要介護3以上を対象とした定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	コンフォート神山 コンフォート松柏
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供する。	なし

件名	八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 保健センター
根拠法令等	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
施行日	令和 3 年 4 月 1 日

【概要】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正された。（令和 3 年 1 月 25 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行）

この省令は条例を定めるに当たって従うべき基準等を定めたものであり、省令の改正に伴い、市条例において所要の改正を行うもの。

【地域密着型介護予防サービスの概要】

要支援者 1・2 の方に対し、市町村が指定する小規模な事業所が行う介護予防サービス。原則として、その市町村の住民のみを保険給付の対象とする。市町村主体で介護保険事業計画に沿った地域単位のサービス基盤整備が可能。

【主な改正内容】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、全ての介護予防サービス事業者に感染症への取組みを義務付けるなど対策を強化
- 介護人材不足を背景に、人員基準や運営基準を緩和

< 共通の改正 > ①～⑤は全サービス事業者共通

- ①感染症対策の強化（31 条）
- ②業務継続に向けた取組の強化（28 条の 2）
- ③会議や他職種連携における ICT の活用（31 条、37 条の 2、39 条、49 条、78 条）
- ④ハラスメント対策の強化（28 条、81 条）
- ⑤高齢者虐待防止の推進（3 条、27 条、37 条の 2、57 条、80 条）

< 個別の改正 > ⑥～⑧は地域密着型サービスにおいて共通

- ⑥認知症介護基礎研修の受講の義務付け（28 条、81 条）
- ⑦人員基準に関する見直し（10 条、44 条、71 条）
- ⑧介護予防認知症グループホームのサテライト型事業所の基準創設（71 条、72 条）

【参考】

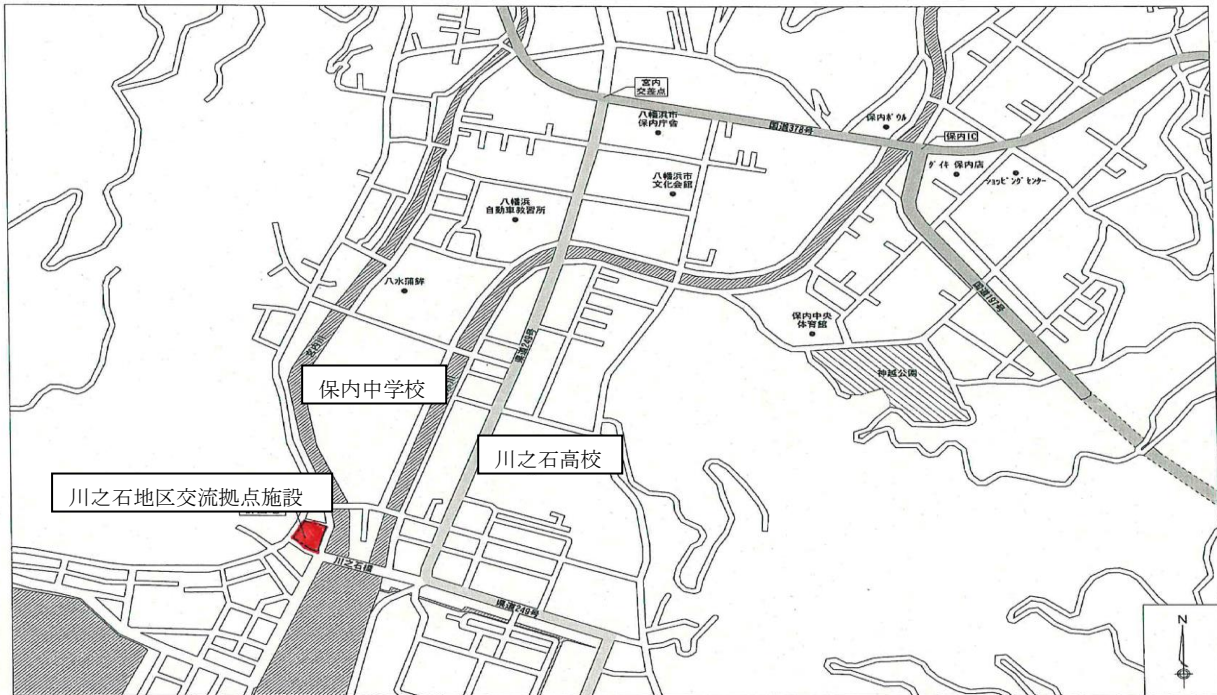
地域密着型介護予防サービス事業

名称	内容	市内事業所
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人へ、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練などを日帰りで行う。	優瑠里デイサービス釜倉 優瑠里デイサービス
介護予防小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供する。	小規模多機能型居宅介護めぐみ 小規模多機能型居宅介護橙園
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住居で、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを行う。	グループホーム 9 か所

議案第 20 号関係

件 名	川之石地区交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
担 当 課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
施 行 日	令和 3 年 4 月 1 日

位置図



外観写真

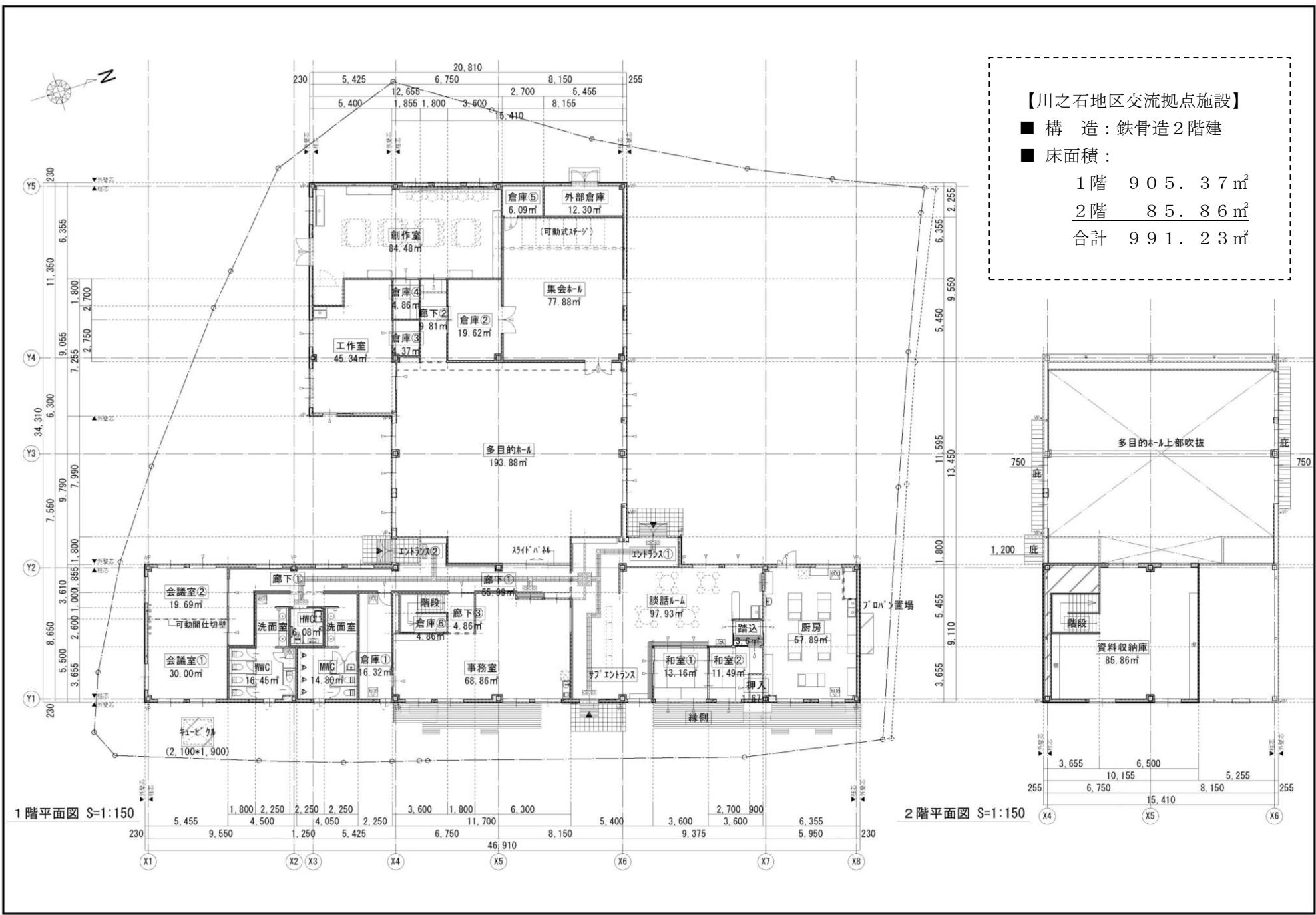


平面図

【川之石地区交流拠点施設】

- 構造：鉄骨造2階建
- 床面積：

1階	905.37㎡
2階	85.86㎡
合計	991.23㎡



1階平面図 S=1:150

2階平面図 S=1:150